

海外発生期

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的

- 1) 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生が遅延と早期発見に努める。
- 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとることとします。
- 2) 対策の判断に役立てるため、国や県等と連携・情報共有しながら、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- 3) 国内発生した場合には早期に発見できるよう情報収集体制を強化します。
- 4) 県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促します。
- 5) 市民の生活及び経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぎます。

(1) 実施体制

(1)-1 体制強化等

- ① WHO が海外における新型インフルエンザ等の発生又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した³⁹ 場合には、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置し公表することとしています⁴⁰。
- ② 国は、政府行動計画に基づき、海外発生期の基本的対処方針について協議・決定し直ちに公示することとしています。

(1)-2 県の実施体制

- ① 県は、政府対策本部が設置されたときには、県行動計画に定めるところにより、県対策本部を設置し、本部の会議及び保健医療介護部長を幹事長とする福岡県新型インフルエンザ等対策本部幹事会(以下「県対策本部幹事会」という。)により対応を検討することとしています。
- ② 県は、必要に応じ、福岡県感染症危機管理対策委員会を開催する等により適宜学識経験者からの意見を聴取することとしています。

³⁹ 感染症法第 44 条の 2 第 1 項、44 条の 6 第 1 項

⁴⁰ 特措法第 15 条第 1 項、第 2 項、第 16 条

- ③ 県は、必要に応じ、県対策本部幹事会、その他連絡会議を開催し、県庁、政令市等、消防機関等の各部局との情報の交換、認識の共有を図るとともに、県内での患者発生に備えた新型インフルエンザ等対策に係る協議を行うなど連携を強化することとしています。
- ④ 県等は、国において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる⁴¹ 新型インフルエンザ等が発生したと判断された場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施することとしています。

(1)-3 市の実施体制

- ① 市は、政府対策本部及び県対策本部が設置されたときには、市長を本部長とする市対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針を確認し、市対策本部及び市対策会議により対応を検討します。
- ② 市は、県や直方鞍手医師会等の関係機関との情報の交換、認識の共有を図るとともに、市内での患者発生に備えた新型インフルエンザ等対策に係る協議を行うなど連携を強化します。

(2) 情報収集

市は、国及び県と連携して新型インフルエンザ等対策に関する情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、以下の取り組みに適宜、協力します。

県では次のとおり対策を行うこととしています。

● 情報収集等

- ① 県は、新型インフルエンザ等に関する国内外の各種情報を収集・分析し、状況把握に努めます。
- ② 県は海外駐在事務所等から新型インフルエンザ発生地域における発生情報等を入手し、分析、整理します。

● サーベイランスの強化等

- ① 県等は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施します。
- ② 県等は、国内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始します⁴²。
- ③ 県等は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化します。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 市は、県等と連携し、新型インフルエンザ等の発生状況及び正しい知識についての情報提供体制を強化します。

⁴¹ ただし、り患した場合の病状の程度があらかじめ判明していることは少ないと考えられます。

⁴² 感染症法第 12 条

- ② 市は、市民に対して、様々な広報媒体を用いて、新型インフルエンザ等の発生状況や国内発生に向けた準備(基本的な知識、手洗い・うがい・咳エチケット等の感染予防策、食料等の備蓄)等についてできる限り迅速に情報提供するとともに、注意喚起を強化します。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の有症状者の早期発見、感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等が疑われる症状が出現した場合は「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡する等の適切な対応について、周知を行います。
- ④ 市は、情報が入手困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供を行います。

(3)-2 情報共有

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況や国内発生時の対応等について関係機関と情報共有を図ります。
- ② 市は、直方鞍手医師会、県等の関係機関と新型インフルエンザ等国内発生時の対応等について再度確認するとともに必要に応じて協議を行います。また、医療機関やその他情報を必要としている機関に対して、適宜必要な情報提供を行います。

(3)-3 相談窓口の設置

市は、市民からの一般的な問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置し、適切な情報提供等を行います。

(4) 予防・まん延防止

市は、県からの要請に応じ、以下の取り組み等に適宜、協力します。
県では次のとおり対策を行うこととしています。

● 県内でのまん延防止対策(防疫調査等)の準備

県等は、国と連携し、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進めます。

● 学校・施設等への対応

県等は、学校等や社会福祉施設などの施設等に対して、新型インフルエンザ等の感染予防策(手洗い・うがい・咳エチケット等)の徹底や施設内における感染拡大防止策の徹底、有症状者(発熱・呼吸器症状等)の把握等を要請します。

● 検疫所との連携

- ① 県等は、検疫所から提供される入国者等の情報を有効に活用し、必要に応じ協議を行い、新型インフルエンザ等の感染拡大をできるだけ抑えるために連携して対応します。
- ② 県等は、検疫所から、同乗者(患者と同じ航空機または船舶に乗り合わせた者)や発生国からの入国者等、隔離⁴³・停留⁴⁴は必要でないが新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者として通知を受けた場合には、定められた期間、該当者の在宅において健康監視を行います。

⁴³ 検疫法第 14 条第 1 項第 1 号

⁴⁴ 検疫法第 14 条第 1 項第 2 号

【参考】 国における水際対策について

- ① 国は、全入国者に対して航空・船舶会社等の協力を得ながら、入国後に発症した場合の留意事項を記載した健康カードを配布します。また、発生国からの入国者に対し、質問票の配布⁴⁵及び診察⁴⁶等を実施し、病原性が高いおそれがある場合には、有症者の隔離や感染したおそれのある者の停留・健康監視⁴⁷等を行います。また、質問票等により得られた情報は、必要に応じて地方公共団体に提供されます。
- ② 国は、停留を実施する場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、海外における発生状況、航空機・船舶の運航状況等に応じて、特定検疫港等を次のように指定し、集約化を図ることを検討します。
 - ・ 旅客機等については成田、羽田、関西、中部及び福岡空港で、貨物専用機については検疫飛行場での対応が検討されています。
 - ・ 客船については横浜港、神戸港、関門港及び博多港で対応します。
 - ・ 貨物船については、特定検疫港以外の検疫港においても対応するとされています。

(4)-1 特定接種

- ① 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定し、基本的対処方針において、特定接種の具体的運用を定めることとしています⁴⁸。
- ② 国は、基本的対処方針を踏まえた接種対象者及び国家公務員の対象者に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行うこととしています⁴⁹。
- ③ 市は、国及び県と連携し、本市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

(5) 住民に対する予防接種

- ① 国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備を開始します。
また、市においては、国及び県と連携して、接種体制の準備を行うこととしています。
- ② 市は、国からの要請を受け、市民が速やかに接種できるよう、市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めます。

⁴⁵ 検疫法第 12 条

⁴⁶ 検疫法第 13 条

⁴⁷ 検疫法第 18 条第 4 項、感染症法第 15 条の 3

⁴⁸ 備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いるとされ、また、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いるとされています。

⁴⁹ 特措法第 28 条

- ③ 市は、特定接種を実施した場合、国において行われる、接種実施モニタリング、科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集・分析及び評価を、関係者に情報提供します。

(5)-1 ワクチンの供給

- ① 国は、基本的対処方針に基づき、供給量についての計画を策定するとともに、ワクチンが円滑に供給されるよう流通管理を行うこととしています。
- ② 県は、管内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築することとしています。

(5)-2 情報提供

市は、接種順位、接種会場や日程等の具体的な情報について、速やかに広報するとともに、国等から提供されるワクチンの種類、有効性・安全性及び副反応等の情報についても、積極的に情報提供します。

(6) 医療

市は、県からの要請に応じ、以下の取り組みに適宜、協力します。
 県では次のとおり対策を行うこととしています。

● 新型インフルエンザ等の症例定義

国は、新型インフルエンザ等の症例定義を明確にし、随時修正を行い、関係機関に周知します。県等は、国の定める新型インフルエンザ等の届出基準を医療機関に周知徹底し、新型インフルエンザ等の患者を診察した医師が、感染症法に基づく届出を確実に行うようにします。

● 医療体制の整備

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等になり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断等が行われます。そのため、県は、帰国者・接触者外来を整備します。
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県等は、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備します。
- ③ 県等は、国と連携して、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請します。
- ④ 県等は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について、地方衛生研究所で亜型等の検査を行うとともに、必要に応じて、国立感染症研究所に確定診断を依頼します。
- ⑤ 患者が、新型インフルエンザ等の診断基準を満たす場合には、感染症法に基づき、感染症指定医療機関へ入院勧告を行うこととなるため、県等は、感染症指定医療機関や入院協力医療機関の受入準備について確認します。
- ⑥ 感染症病床が満床になった場合に備え、県は政令市等と連携し、入院協力医療機関に対して、入院病床の確保等の準備を要請します。

● 帰国者・接触者相談センターの設置

- ① 県等は、国と連携して、帰国者・接触者相談センターを設置します。

- ② 県等は、国と連携して、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知します。
- 医療機関等への情報提供
県等は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。
 - 検査体制の整備
地方衛生研究所を設置する県等は、国の支援を受け、地方衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を速やかに整備します。
 - 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等
 - ① 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行います。
 - ② 県等は、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう、医療機関に対して要請し、又は自ら行います。
 - ③ 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・在庫状況を把握するとともに、必要に応じ、流通調整を行います。

(7)市民の生活及び経済の安定の確保

(7)-1 要援護者への生活支援

市は、基本的対処方針に基づき、県と連携し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について準備を行います。

(7)-2 遺体の火葬・安置

市は、県からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

(7)-3 その他の対策

市は、県及び指定地方公共機関等からの要請に応じ、以下の取り組み等に適宜、協力します。

県及び地方公共機関等では、次のとおり対策を行うこととしています。

- 事業者の対応
 - ① 県は、事業者に対して、新型インフルエンザ等の国内発生に備え、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請します。
 - ② 指定地方公共機関等は、その業務計画を踏まえ、県と連携し、事業継続に向けた準備を行います。また、国は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備を行うよう要請します。